

広報 PUBLIC INFORMATION OF YUASA



2019

1

January

Vol.530

ゆあさ



迎春

新年のご挨拶

誰もが安心して安全に暮らせる まちづくりを目指して

町長 善 章
上山



皆様、新年明けましておめでとうございます。

平素は、町行政に対してご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年、町長に就任して十年を迎えました。就任以来、誰もが安心して暮らせる「安心安全のまちづくり」をスローガンに町政運営に取り組んでまいりました。

今年も引き続き、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりと、この素晴らしい湯浅に誇りと愛着を持っていただけるよう活気あふれるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

一昨年の日本遺産認定に続き、昨年末に、食と食文化によりインバウンド誘致を図る本町における取組みが「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の認定を受けました。これにより、海外に対して更に強力に本町の魅力をPRし、外国人観光客の誘致に繋げていきたいと思っております。また、地域未来牽引企業として昨年の二社に続き、本年は四社が認定されました。これらの企業とも連携し、湯浅町の魅力発信、そして観光振興による地域の活性化に取り組んでまいります。

さて、今年五月には、新たな

時代を迎えることとなります。湯浅町においても、大きな取組みが動き出す一年となります。

まず、昨年より着手してまいりました湯浅駅前複合施設は、本年秋頃の建物の完成を目指し、工事を進めております。駅周辺の整備については、湯浅町の長年の懸案事項のひとつでありました。本複合施設は、親子で訪れていただける図書館や住民の皆さんと観光客の方との交流の場、さらには、避難所としての防災力の向上にもつながる施設となるよう整備を進めております。また、JRにより実施される駅構内へのエレベーターの設置等湯浅駅のバリアフリー工事も本年秋頃より始まります。複合施設と駅のバリアフリー化により、湯浅駅の利便性が向上し、中心市街地の賑わいの創出につながるものと確信しております。工事期間中は、周辺住民の皆様をはじめとして、ご迷惑・ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、栖原地区において、かねてより台風時などの大雨の際に発生する浸水被害対策が課題となっておりまして、栖原地区での

浸水から地域を守るために建設された栖原ポンプ場は昭和五十年に供用が開始され、四十年以上が経過しております。そのため、施設の老朽化は著しく、早急な対応が必要となっております。今年度は、栖原ポンプ場建設工事に取次かり、三年後のポンプ場完成に向け取り組んでまいります。

そして、安心して子どもを産み育てられるまちづくりのため、認定こども園の建設を行います。向島保育所は津波浸水想定区域内にあり、武者越保育所は施設の老朽化が課題となっております。少子化が進む中で、子ども達が安全に、そして安心できる環境で保育を受けられるよう、このふたつの保育園を統合し、子育て教育環境の更なる充実を図ります。今後の認定こども園開園に向け、事業を進めてまいります。

今年も、町民の皆様からのお声を大切にし、様々な取組みを進めてまいりたいと思っておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様方にとって、健康で喜びと幸せに満ちた年となりますことをお祈りいたしまして、新年のご挨拶いたします。



町内のイノシシ年の 子どもたち

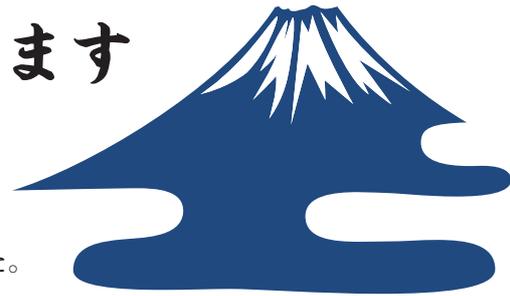


新年あけましておめでとうございます

きのうまで、色あせて見えていた風景が、1日たって年が明けたとたんに、新鮮に輝いて見えます。

だれでも「今年はこんな年であってほしい」「今年こそこんな目標を立てて頑張ろう」と思っていることでしょう。

ここでは、町内の亥年生まれの老若男女8名に、新年の抱負等をお話してもらいました。

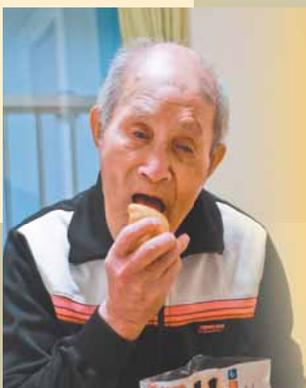


矢櫃 尚さん

釣りをよくします。
今年もみかん頑張ります。
栖原の農家の活性化に貢献できるように日々頑張ります。

大向美幸さん・湧馬くん

読書やジグソーパズルが好きです。
とくにかえるグッズを集めるのが好きです。
今年は何返ることを頑張ります。
そして、おうちには4人イノシシ年の家族がいます！



北野明茂さん

栖原でしらす漁をしていました。
今はなぎ園で生活しています！
お風呂が大好きです。
来年もなぎ園のみんなで遠足や日帰り旅行、社会見学に行きたいです。
好きなお菓子は「味一番」です。

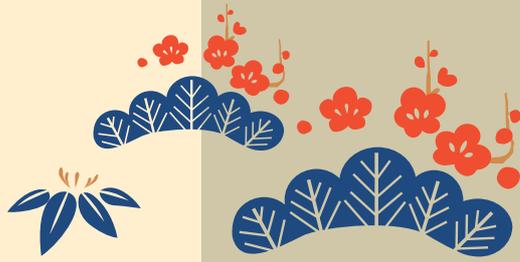
竹中幹雄さん

寝ることが大好き！
還暦を迎えましたが、今年もシロウオ漁がんばります！
息子と娘へ！
早く孫の顔が見たいです！（切実）





田村 小学校



田栖川 小学校



私たち みんな イノシシ年生まれ



中西 涼さん

カラオケが好きです。西野カナを歌ってます。ネイルも好きです。今年は、仕事とダイエットを頑張って大人な女性になりたいです。いちごとりのタキといくらが好きでよくシブいと言われます。



平尾 優太くん

アルテリーヴォ湯浅でサッカーをしています。キャプテンとしてみんなを引っ張っていける選手になりたいです。そして、もっと集中して練習に取り組んで上手になりたいです！



土岐 昌子さん

民謡が好きで昔からよく踊っています。湯浅まつりのぞめきにも参加していました。今年も元気で過ごしたいです。愛犬のMOMOちゃんがいるので毎日楽しく過ごしています。



蜂谷 美知子さん

刑事ドラマが好きで、とくに「相棒」が好きです。今年も元気に過ごしたいです。孫がら入ってます。みんな頑張れ！

観光セミナー及びシンポジウムを開催しました！

12月18日（火）グランフロント大阪にて10時30分からゆめさ地方創生観光まちづくりセミナー、14時から湯浅「美味しい日本遺産」まるごと体験シンポジウムを開催しました。

当日、観光セミナーには約200名、シンポジウムには約300名の方々にご参加いただきました。観光セミナーでは、外国人観光客をターゲットにした観光のノウハウについての基調講演や湯浅の

醤油が世界中に広がったルートを「醤油ロード」と名付け、世界に発信していくために出来ることについてのパネルディスカッションを行い、シンポジウムでは、観光未来予想図としてこれからの観光事情についての対談や「食」で日本遺産に認定された各地を連携させることで生まれる魅力などについてパネルディスカッションを行いました。



(株)やまどころ代表取締役兼インバウンド戦略アドバイザー 村山 氏による基調講演



和歌山大学副学長 足立 氏、フリーアナウンサー 川田 氏、村山 氏、上山町長によるトークセッション



足立 氏と川田 氏による対談



福井県小浜市 松崎市長、近茶流嗣家・柳原料理教室副主宰 柳原 氏、足立 氏、川田 氏、上山町長によるパネルディスカッション



セイバー ジャパン
農林水産省のSAVOR JAPANに
湯浅町が認定されました

これをきっかけに湯浅町を全国に発信し、「見る・聴く・香る・味わう・触れる」五感で体験できるまちなみとして、これからも多くの人に湯浅町を訪れてもらい、湯浅町の魅力を知ってもらいたいと願っています。

近畿歴史まちづくりサミット in 湯浅を開催しました



パネルディスカッションと会場の様子



堺市、向日市、湯浅町の三都市対談



歴史まちづくりカードお披露目



各都市の歴史まちづくりパネル展示

近畿地方整備局、湯浅町が主催となり歴史まちづくりに取組む京都市、彦根市、長浜市、宇治市、向日市、堺市、奈良市、斑鳩町、和歌山市、湯浅町、広川町、天理市、近江八幡市の13都市が集まり、11月24日（土）に湯浅町で歴史まちづくりサミットを開催しました。

基調講演では「歴史まちづくりによる観光振興の展望」と題してマンガ家の里中満智子先生に歴史と観光についてご講演いただきました。パネルディスカッションではコーディネーターに脇浜紀子さん、パネリストに里中満智子先生、和歌山大学副学長の足立基浩先生、大和ハウス工業の木下健治さんらを招き、上山町長を含めた5名で「歴史的な町並みで日本ならではの体験を」をテーマに歴史まちづくりの歴史、文化、伝統を活かした取組みを発表していただき、まちの個性や魅力を引き出すための次の一手についての議論が行われました。

そして、中部地方では既に人気となっている、歴史まちづくりカードの近畿版のお披露目イベントでは脇浜紀子さんをプレゼンターに、24日より近畿の歴史まち認定都市において配布されるカードの紹介が行われました。

三都市対談では、堺市の狭間副市長、向日市の安田市長、湯浅町の上山町長と三都市が一同に会し、「都市の歴史を個性に」をテーマにそれぞれのまちの個性を活かした今後の取組みについて発信しました。

湯浅町駅前複合施設新築工事 起工式が行われました

11月22日（木）、元湯浅町営駅前駐車場において、「湯浅町駅前複合施設新築工事起工式」が行われました。

式には、関係者約50名が参列し、工事の無事と安全を祈願しました。

本複合施設は、住民の皆様と観光客の方々との交流の場になるとともに、避難所としての防災力の向上にもつながる施設となります。



工事期間中は、工事車両の通行や騒音等で町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

第3回小学生駅伝大会を 開催しました

12月2日（日）湯浅城公園周辺において、第3回小学校駅伝大会が開催され、7チーム31名が参加し、熱戦を繰り広げました。結果は次のとおりです。



総合順位	
1位	MRNS
2位	アルテリーヴォ湯浅 A
3位	ミニオンズ

区間賞	
第1区	岡田翔月
第2区	平尾優太
第3区	岡本麻鈴
第4区	大浦璃久

(敬称略)

芸術の花が咲いた 「湯浅町小中学校音楽会」

11月14日（水）湯浅小学校講堂で湯浅町小中学校音楽会が開催されました。町内の小中学校の代表が一同に集まり、それぞれの学校が合唱や合奏を発表しました。息のあった合奏と、調和のとれた合唱が印象的で、美しい音色が歴史ある講堂に響き渡りました。



冬の彩りコンサート を開催します!!

オペラ歌手4名とピアニストによる演奏会で、本格的なオペラ曲からポピュラーなものまで、とても楽しいコンサートです。ぜひお越しください。

日時：平成31年1月20日(日) 13:30～15:00 (開場13:00)

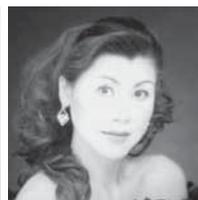
場所：役場3F なぎホール

入場料：無料 全席自由

主催：湯浅LPガス組合 企画・制作：エコガス株式会社



三村浩美
(ソプラノ)



福島紀子
(アルト)



小柳るみ
(ピアノ)



神田行雄
(バス)



加護翔大
(テノール)

町民親睦スポーツ大会 (卓球大会) のお知らせ

日時：平成31年2月24日(日) 9:00～

場所：湯浅スポーツセンター

対象：湯浅町在住、湯浅町勤務、小学生以上

種目：一般シングルの部、中学生シングルの部、小学生シングルの部、ビギナーシングルの部

参加費：無料

申込み締切り：平成31年2月15日(金)

主催：体育協会加盟団体

(湯浅総合型スポーツクラブ)

図書館

来てみて!

利用案内

- 開館時間：平日 9:30～19:00
土・日曜日 9:30～18:00
- 休館日：月曜日、祝日、毎月月末の金曜日
- お問合せ：湯浅町立図書館 ☎62-2280

一般書

『仕事と介護の両立に悩んだとき読む本』
山川仁／日本能率協会マネジメントセンター

親が脳梗塞で倒れてしまった、転倒して骨折してしまっ、認知症になってしまった…。そんな時に仕事をやめず、介護と両立させるために必要な知恵と心構え、具体的な解決策を、介護コーディネーターの著者が紹介する。



『ひゃっか!』 今村翔吾／文響社

花を愛する女子高生・春乃は、父の郷里・香川で行われる「全国高校生花いけバトル」決勝大会出場を目指していたが、パートナーが見つからない。そんな中、転校生・山城貴音が大衆演劇の役者で、生け花の素養もあると聞き…。



『筆ペンで書くお店のゆる文字』 宇田川一美／誠文堂新光社
『やわらかいごちそう』 川上文代／辰巳出版
『斗星、北天にあり』 鳴神響一／徳間書店
『ダンテライオン』 中田永一／小学館 など

新着図書のご案内

児童書

『サンタの国の12カ月』 葛岡博／アートデイズ

クリスマスプレゼントをくばり終わったサンタは、次のクリスマスまで何をして暮らしているのでしょうか？妖精(トント)たちと暮らすサンタの1年の生活を描いた、楽しい絵本。
(対象：0歳～小学2年生)



『かんたん染めもの』 春田香歩／偕成社

花、木の実、藍、野菜、葉っぱ。植物の色をもらって布をいろいろな色に染める方法を、写真やイラストでわかりやすく解説。染め色見本や染まった布で作る小物、どろを使った染めものなども紹介する。(対象：小学3～4年生)



『ほろっと泣けるいきもの図鑑』 学研プラス
『魔法のろいアメ』 草野あきこ／PHP研究所
『四つ子ぐらし1』 ひのひまり／KADOKAWA
『日本の服装の歴史1』 ゆまに書房 など

*おはなし会 (こども向け) 次回は1/12 (土) です! *

[税理士による地区相談会場のご案内]

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

開設場所	開設日	2月					開設時間
		12	14	18	19	20	
		火	木	月	火	水	
有田市文化福祉センター 3階 大会議室		●	●				9:30～16:00
湯浅納税協会 3階 会議室				●			9:30～15:00
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室					●		
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室						●	

※いずれの会場も正午～13時までは相談は行っていません。

なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑等をご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」「雑損控除」に関する相談は行っていませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

※有田市会場は、有田市民会館から変更になっています。

※上記の会場は、湯浅納税協会、近畿税理士会湯浅支部、湯浅税務署の共催により開設しています。

[平成30年分所得税確定申告会場のお知らせ]

湯浅税務署では**平成31年2月18日(月)～3月15日(金)(土・日を除く)**

まで申告会場を開設します。

(2月15日以前は開設していませんが、作成済みの申告書の受付、用紙の交付は行っております。)

相談受付は**16時まで**ですので、なるべく早めにお越しください。

なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。(作成済みの申告書の受付、用紙の交付は17時まで行っております。)

また、開設日初日(2月18日)や確定申告期限(3月15日)間際は、大変混雑することが予想されます。

[医療費控除の改正について]

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

[申告書等は国税庁ホームページで作成できます]

所得税・消費税・贈与税の申告書は、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、是非ご利用ください。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくか、印刷して郵送等で提出してください。

国民年金

年金は、世代と世代の助け合いの仕組みです。高齢になった時だけでなく、働き手を亡くされたご遺族の方や、障がいが残るようになった方への年金もあります。保険料はきちんと納めましょう。学生や失業等の理由により、保険料を納付することが難しい場合には、保険料免除等の手続きができます。

20歳になったら、会社を退職したら、配偶者の扶養家族から外れたら、国民年金加入の手続きをお忘れなく!

源泉徴収票が送付されます

平成30年中に課税対象となる年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金等）を受給された方々に、1月中旬から下旬にかけて、「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付される予定です。この書類は、確定申告のとき等に必要なもの。なお、遺族年金や障害年金は非課税扱いですので、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票に関するお問い合わせ（内容・再交付等）は、ねんきんダイヤルまたは和歌山西年金事務所までお願いします。

ねんきんダイヤル（一部電話不可）
☎0570-05-1165
和歌山西年金事務所 お客様相談室
☎073-447-1660

偶数月の第1木曜日は出張年金相談の日

相談は予約制となっていますので、相談の一週間前までに、和歌山西年金事務所へ予約をしてください。その際、相談内容をお伝えいただいたうえで、相談に必要な書類を確認するようにしてください。皆様のご利用をお待ちしています。

日時 平成31年 2月7日（木）
10:00～15:00（最終受付14:00）
場所 湯浅町役場
予約電話番号
☎073-447-1660
（和歌山西年金事務所 お客様相談室）

介護保険に関する税控除について

介護保険料は確定申告や町民税申告の際、社会保険料控除の対象となります。

平成30年中（1月～12月）におさめた介護保険料の金額は、次の方法で確認できます。

- ・特別徴収（年金天引き）の人：公的年金などの源泉徴収票（1月ごろに日本年金機構などから送付予定）
 - *年金受給者本人以外の社会保険料控除として、申告することはできません。
 - ・納付書で納めた人：納付書の領収証書
 - ・口座振替の人：通帳に記載されている金額
- 上記以外で、介護保険係にて納付証明書を発行していますのでご利用ください。（無料）

要介護認定者の障がい者控除について

障害者手帳をお持ちでない要介護認定をうけた65歳以上の高齢者で、町が発行する「障がい者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで障がい者控除を受けることができます。

認定書の交付には、申請が必要となりますので、事前にお問合せのうえ、介護保険係までお越しください。

問合せ先

健康福祉課介護保険係（13番窓口）
☎64-1120（内線103・104）

～1月10日は「110番の日」です～

イタズラ110番は絶対ダメ！適切な110番のご利用をお願いします。

110番の6つのポイント

- ①何があった
- ②どこで
- ③いつ
- ④犯人はどんな、どこへ
- ⑤いまはどうなっている
- ⑥あなたの名前、住所、連絡先

湯浅警察署





地域包括支援センターだより

みんなで一緒に体操しませんか？

各地域で自分たちで体操をしています。

体操を続けていると、「体が軽くなった」、「皆に会えるのが楽しい」、「気持ちが明るくなる」などいいことが沢山ありますよ。

生活の中に運動を取り入れて体力低下を防ぎましょう。

事業名	会場	開催日	時間
お元気体操	南の町老人憩の家	毎週水曜日	13:30～
お元気体操	青木老人憩の家	毎週水曜日	13:30～
お元気体操	栖原老人憩の家	毎週木曜日	13:30～
お元気体操	田区民センター	毎週木曜日	13:30～
お元気体操	山田老人憩の家	毎週水曜日	13:00～
お元気体操	方津戸集会所	毎週月曜日	13:30～
腰痛膝痛予防健康体操	ふれあいプラザ	第1・3週水曜日	10:00～
いきいき体操OB会	総合センター	毎週水曜日	13:30～

★お元気体操は、柔道整復師の先生が月に2回運動指導をしてくれます。

湯浅町地域包括支援センター（健康福祉課 14 番窓口） ☎64-1120

集団健診のご案内

今年度最後の健診です！受診、お忘れではないですか？

健診日：平成31年2月24日(日)

場 所：湯浅町役場

個人で検査を受けた場合2万円ほどかかる検査を無料で受けることができます！！
まだ、本年度受診いただいている方は、

☎64-1120 健康推進係まで今すぐお電話ください！！

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

☎64-1126

jinsui@town.yuasa.lg.jp

町民人権学習会に参加して

各地区の区長さんを中心に、住民のみなさんが参加され開催しています今年度の町民人権学習会は、「障がい者の人権」をテーマに話し合われています。

鑑賞いただいた啓発DVD『今日もよか天気たい』では、視覚障がいのある女性・京子を通して、視覚障がいのある方が、どのような場面でどのようなことに困っているのか、そのことに対して一般的にどのような対応をすれば良いのか、ということをお話してくれます。

また、目が見えなくなり悲観していた京子が、一歩を踏み出すことで周辺の人びとの心まで動かし、障がいのある方とない方がお互いに認め合い、助け合うことで心豊かな社会づくりにつながっていくことを教えてくれる作品です。

障がいのある方たちが、地域の中で生活できる社会づくりは、全ての人にやさしい、生活しやすい社会です。障がいのある方の人権について考え、心のバリアフリーを広げましょう。



話し合った内容 (抜粋)

- 体が不自由な方が近所のどこにいと分かれば、台風や地震の災害時に支援できる。そういうネットワークを広げていきたい。障がい者の方は、災害時は不安が大きいと思う。
- 視覚障がい者のことをあまり知る機会がなく、どういった手助けができるか知ることができたので、啓発は大切であると感じた。
- 困っている人に対して声をかけることが少なくなってきているのではないかな。もう少し気軽に声を掛け合える社会になればいいと思う。
- 難しいこともあるし、困りごと人それぞれ。譲り合いながら、助け合いながら、明るい町にしていけたら。
- いろんな障がいの方がいるので、まずは挨拶から。こちらから声をかけて心を開いてもらうきっかけを作っていくことが必要。



今年度の最終回！ぜひご参加ください

—湯浅町/湯浅町教育委員会/湯浅町人権尊重委員会—
町内各地で開催しています今年度の町民人権学習会は、残すところ1ヶ所のみとなりました。まだご参加いただいていない方は、ぜひご参加ください。

◆日時：1月19日(土) 19時～

◆場所：ふれあいプラザ(別所61番地1)

障がい者等用駐車場の適正利用のために

障がい者等用駐車場区画は、身体に障がい(視覚障がい、肢体不自由、心臓・腎臓などの内部障がい)のある方や、妊産婦、高齢者、病気やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りをしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。



について皆様のご意見をお寄せください

- ① 募集期限：1月28日(月)17:15まで
- ② 募集対象者
 - ①町内に住所を有する方
 - ②町内に事務所又は事業所を有する個人、法人又はその他任意団体
 - ③町内に所在する事務所又は事業所に勤務する方
 - ④町内に所在する学校に在学している方

- ③ 提出書類：「意見書」
(総合センターに取りに来ていただくか、町ホームページよりダウンロードしてください。)
- ④ 提出方法
 - ①持参：人権推進課[総合センター]まで
平日8：30～17：15
 - ②郵送：人権推進課[総合センター]まで

- ③FAX：人権推進課[総合センター]まで
- ④口頭：障がい等の理由により①～③による提出が難しい場合は、電話でお問合せいただければ、個別に対応させていただきます。
平日8：30～17：15

グにおいて、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。

- 3 町民等及び事業者は、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、町長に報告するものとする。
- 4 町長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を確認し、必要と認める場合は、それを消去するよう努めるものとする。

審議会

- ⑩ 町は、第7条第1項に規定する計画の策定等に関する事項及び差別行為が発生した場合に、町長の諮問に応じ、審議するため湯浅町部落差別をなくす審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員15名以内で組織する。
- 3 審議会の委員は、部落差別に識見を有する者等のうちから、町長が委嘱するものとする。
- 4 審議会の委員の任期は、町長が委嘱した日から諮問に対する答申を行うまでの期間とする。
- 5 審議会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

差別行為の情報提供

- ⑪ 町民等は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

- 2 事業者は、業務中又は管理する施設内で差別行為を発見した場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。
- 3 被差別者は、当該差別行為の解消を目的に、町長に申し出ることができる。

差別行為の調査

- ⑫ 町長は、前条各項に規定する情報提供を受けた場合は、当該差別行為の調査を行うものとする。
- 2 事業者は、前条第2項に規定する情報提供を行った場合は、業務に支障がない範囲で、当該差別行為に係る調査に協力するよう努めるものとする。
- 3 町長は、審議会の意見を参考に、当該差別行為を差別事件とし、差別者を特定することができる。

差別者への指導及び助言

- ⑬ 町長は、前条第3項の規定により差別者を特定した場合は、差別者の誤解、偏見等を取り除くことを目的に指導又は助言（以下「指導等」という。）を行うものとする。
- 2 町長は、必要と認める場合は、差別者の家族等に指導等を行うことができる。

差別者への勧告

- ⑭ 町長は、前条に規定する指導等を行ったにもかかわらず、差別者がその指導等に従わない場合及び差別行為を繰り返す場合は、差別行為を行わないよう勧告することができる。

差別者への命令

- ⑮ 町長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧

告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

差別者の氏名等の公表

- ⑯ 町長は、前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名等を公表することができる。
- 2 町長は、前条の規定により氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

被差別者の支援及び救済

- ⑰ 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

秘密保持

- ⑱ 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報の適正管理に努めるものとする。

委 任

- ⑲ 町は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日に公布し、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例第9条に規定するモニタリングにおいて発見した差別書込み等は、施行日前になされた差別書込み等についても、この条例の規定を適用する。

「湯浅町部落差別をなくす条例（案）」

現在湯浅町では、今なお残る部落差別の早期解消を目的に、また一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指し、「（仮称）湯浅町部落差別をなくす条例」の制定を進めています。

これは、平成28年12月に施行されました「部

落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえながらも、町独自の取組みについて定めるものです。

本条例を制定するにあたり、皆様の声を反映していくため、次のとおり意見を募集します。ぜひご意見をお寄せください。

湯浅町部落差別をなくす条例（案）

目 的

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の精神、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない湯浅町を実現することを目的とする。

定 義

- 第2条** この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 町民とは、湯浅町内に住所を有する者をいう。
 - (2) 町民等とは、前号に規定する者及び湯浅町内に通学又は通勤する者並びに湯浅町を訪れる者をいう。
 - (3) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等（以下「差別書込み等」という。）を監視することをいう。
 - (4) 事業者とは、湯浅町内で事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。
 - (5) 差別行為とは、誤解や偏見からくる個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部

落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為をいう。

- (6) 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人及びその他団体をいう。
- (7) 被差別者とは、第5号に規定する差別行為を受けた個人、法人及びその他団体をいう。
- (8) 家族等とは、配偶者、父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、子の配偶者及び後見人をいう。ただし、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に満たない者は除く。

基本理念

第3条 部落差別の解消に関する理念は、全ての町民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるということを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという基本的な認識の下、町民一人一人の理解を深めることに努め、部落差別を根本から解消するものとする。

町の責務

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

相談体制の充実

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談体制の充実に努めなければならない。

- 2 町長は、部落差別に関する相談窓口を、湯浅町立隣保館条例（昭和38年条例第12号）第2条に規定する隣保館に設置する。
- 3 町長は、前項に規定する隣保館のうち、湯浅町立湯浅隣保館に部落差別に関する相談員を置く。

教育及び啓発

第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最も効果的と考えられる方法で行わなければならない。

計画及び調査

- 第7条** 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、湯浅町部落差別解消推進基本計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。
- 2 町は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項に規定する計画を策定するため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

推進体制の充実

第8条 町は、前条第1項に規定する計画を効果的に推進するため、国及び県並びにその他この条例の目的を達成するために必要と考えられる団体等との連携を図るとともに、町の組織の整備又は充実に努めなければならない。

モニタリング

- 第9条** 町長は、差別の助長、拡散を抑制することを目的に、モニタリングを行うものとする。
- 2 町長は、前項に規定するモニタリン

※お寄せいただいたご意見とともに町の考え方を示して公表いたします。（住所、氏名等個人を特定できるような情報は公表いたしません。）

※ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

住基ネット停止のお知らせ
住民生活課住民係(4番窓口) ☎64・1102

住基ネット機器の移設作業に伴い、左記の期間は湯浅町の住基ネットが使用できなくなります。

個人番号カードの受け取りや住民票の広域交付、住所変更時の個人番号カードのデータ更新が行えなくなりますのでご注意ください。

なお、住民票の発行や住所変更等は通常通り行えます。

詳しくは住民生活課住民係までお問い合わせください。

住基ネット停止期間
平成31年3月1日(金)～3月4日(月)

非常勤職員(保育士)を募集します!

採用人員 保育士1名

雇用期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日

募集内容 保育業務

応募資格 保育士免許(保育士登録をしていること)を有する方、または取得見込みの方

勤務場所 町立保育所

勤務時間 8時30分～17時

休日等 土曜・日曜・祝日

給与等 日額 8,000円

※通勤手当支給あり(片道2km以上)
※健康保険・厚生年金・雇用保険加入あり

提出書類 履歴書・保育士証写真
ハローワーク紹介状

受付場所 教育委員会まで提出書類をご持参ください。

申込み締切り 1月18日(金)17時(必着)
※面接日程については、申込み受付後に連絡します。

マラソン大会を開催します

マラソンを通じての交流や健康づくりを目的とした、楽しく、気軽な大会です。ぜひ参加してください。

種目・参加費等

種目	Aコース	Bコース	Cコース
距離	1.5km	2.1km	3.5km
対象者	小学1～3年生	小学4年生以上	小学4年生以上
参加費	1人当たり 200円(保険加入料として)		

日時 1月20日(日) 9時～

会場 湯浅城公園総合グラウンド周辺

申込み締切り 1月16日(水) 17時まで

申込み先 教育委員会社会教育係(19番窓口)
☎63・1111

※教育委員会にて申込用紙をお渡しします。

平成30年度 進学・就職支度金の支給について

経済的な理由により、入学及び就職時の支度費用が困難な方に対し、費用の一部を支給します。

支度金の支給を受けることのできる方は、湯浅町に居住し、高等学校・大学等へ入学する、または中学校・高等学校を卒業して事業所等に就職する生徒の保護者で、要保護者(生活保護を受けている方)及び準要保護者(要保護者に準ずる

程度困窮していると認められる方)に該当する方です。

準要保護者の認定については、教育委員会の認定基準に基づき審査を行います。

〔支度金の種類及び金額〕

高等学校入学支度金		3万円
4年制大学	短大・専門学校	5万円
私立大学入学支度金	短大・専門学校	4万円
私立大学入学支度金	短大・専門学校	11万円
中学校・高等学校卒業就職支度金	短大・専門学校	10万円
中学校・高等学校卒業就職支度金	短大・専門学校	3万円

お問合せ先

教育委員会社会教育係(役場19番窓口)
☎63・1111

子ども会指導係(総合センター2階)
☎63・3057

※申込み締切り

平成31年3月22日(金) 17時まで

水道管清掃のお知らせ

水道管に付着している水垢等を取り除くため、下記の日程で水道管の清掃を実施します。

清掃中には水圧が低下し、多少の濁りが生じるなどご迷惑をお掛けしますが、ご協力の程よろしくお願ひします。(断水はしません)

日時 平成31年1月25日(金)

夜10時30分から翌朝5時まで

対象地区 湯浅町内全域



広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

第38回北方領土返還要求和歌山県民大会を開催します

目的

県民一人ひとりが北方領土問題に対する正しい理解と認識を深め、一日も早い北方領土返還を実現するため、北方領土返還要求県民大会を開催する。

日時 平成31年2月8日(金) 13時～16時
(開場12時30分)

場所 有田市文化福祉センター
大会議室(有田市箕島27番地)

定員 300名

詳しくは北方領土返還要求運動和歌山県民会議事務局 ☎073・441・2034へお問い合わせください。

平成31年度物品調達業務の業者登録の受付について

総務広報課 管財係 (16番窓口) ☎64・1108

左記のとおり受付を実施しますので、希望される業者は申請してください。

受付期間 2月1日(金)～2月28日(木)

(土、日、祝日を除く)

受付時間 8時30分～17時15分

(12時～13時を除く)

受付場所 役場2階 総務広報課

提出書類

湯浅町ホームページよりダウンロードできます。

または、総務広報課にて配布します。

有効期限 物品調達…平成31年4月1日

～平成32年3月31日

詳しくは総務広報課管財係まで

平成31・32年度測量・建設コンサルタント等の町内業者登録について

産業建設課 (18番窓口) ☎64・1124

左記のとおり受付を実施しますので、登録を希望される方は申請してください。

受付期間 2月1日(金)～2月28日(木)

(土、日、祝日を除く)

受付時間 8時30分～12時・13時～17時15分

受付場所 役場2階 産業建設課

提出書類 湯浅町ホームページよりダウンロードできます。

または、産業建設課にて配布します。

有効期限 平成31年4月1日～平成33年3月31日

詳しくは産業建設課まで

相続登記・遺言・成年後見制度に関する講演会・無料相談会のお知らせ

日時 平成31年2月2日(土)

10時～13時(開場 9時30分)

場所 和歌山市二番町3番地
和歌山地方合同庁舎
和歌山地方事務局

内容

①講演会(当日先着120名)

- ・ 相続登記はお済みですか?
- ・ 知っておきたい成年後見制度
- ・ 法定相続情報証明制度を利用しよう
- ・ 遺言のすすめ

②無料相談会(講演会終了後、司法書士・公証人等による個別の相談)

お問合せ 和歌山地方事務局総務課

☎073・422・5132

成年後見制度・くらしなんでも相談会のお知らせ

日時 平成31年2月4日(月)

13時30分～16時30分

場所 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室B (和歌山市小松原一丁目1)

内容

①第1部

説明会「成年後見制度について」
(13時30分～16時30分)

成年後見制度について、裁判官や裁判所書記官が詳しく説明します。

②第2部

成年後見制度・くらしなんでも相談会(14時30分～16時30分)

法律・福祉の専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)が生活の様々な困りごとや心配事の相談に応じます。

参加方法

①第1部は、申込み不要です。

②第2部は、事前申込(先着順・各回定員8名)が必要です。

参加をご希望される場合は、申込書に必要事項をご記入のうえ郵便又はFAXにて開催日の3日前までにお申込みください。

健康福祉課にて申込書をお渡しします。

申込み先

和歌山県庁福祉保健部福祉保健総務課
☎073・441・2472
FAX073・425・6560

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

大学のふるさと

湯浅町×羽衣国際大学

平成26年9月に始まりました「大学のふるさと事業」で本町と協定を締結した羽衣国際大学と連携し、これまで本町の特産物を活用したレシピの開発を進めてまいりました。そのレシピを各月で広報を通して皆様にご紹介させて頂いております。ぜひ、ご家庭でもお役立てください。次のレシピ掲載は3月号になります。

レシピ Vol. 11 スイート味噌ポテト

●材料 (10～15 個分)

●さつまいも…………… 250g	●生クリーム…………… 10g	●卵黄…………… 1 個分
●砂糖…………… 30g	●金山寺味噌…………… 15g	●卵黄 (ツヤ出し用) …… 少々
●牛乳…………… 50g	●無塩バター…………… 20g	

●作り方

- ① さつまいもはラップで包み、電子レンジ (600W) で3分程度加熱する。さつまいもの皮をむき、潰し、裏ごしする。
- ② ①のさつまいもに、砂糖、牛乳、生クリーム、金山寺味噌、溶かした無塩バターを入れてよく混ぜる。
- ③ ②を鍋に入れ、弱火にかけ、水分を飛ばし、火を止め卵黄を加えてよく混ぜる。
- ④ オープンの鉄板に③のさつまいもを1口大にし、表面を平らにしてツヤ出し用の卵黄を表面に塗り、180℃のオーブンで15分程度焼き、キツネ色になるまで焼く。最後に黒ごまをのせる。



考案者 食物栄養学科4年石川ゼミ
谷 帆純/細川 夏希/山村 玲永

Be the ONE 羽衣国際大学 HAGOROMO University of International Studies

人間生活学部 食物栄養学科

W アジサバ Walker

Vol. 22

日本国民三大義務のひとつ。 納税の義務!



サバっす!
アジっすっ



サバ君!この標語を考
えた宮木君と羽野君に
会いにいってみようア
ジィ!



すごい立派サバ!
それじゃ羽野君の標
語が選ばれたってわ
かった瞬間どうだっ
たサバ?



今日は駅前に
来てるサバ!

こんにちは
サバ!

どうもこんにちは
アジィ!

素直にうれしかった
です!



おや?これはなにを
しているアジィ?



君たちが税の標語を
考えた宮木君と羽野
君サバ???



この標語にはどんな
思いが込められてる
アジィ?



僕も選ばれたらうれ
しいアジィ!



税の標語の
看板を付け
替えてるん
だよ!



税の標語って
サバ???



小学校の時に税の大
切さを学んで、税の
おかげで町が素敵に
なるという意味を込
めました!



二人とも納税するこ
との大切さをよくわ
かっているサバ!
すてきな標語をみん
な見にいってください
いサバ!



ぼくたちに来てほしい方は、総務広報課広報担当ま
でご連絡を!



健診に行きましょう!

地域みんなで子どもたちの
すこやかな成長を見守りましょう

健診は、お子さんの成長を
確認するための大事な機会です。
保護者の皆さまに関心をもって
いただくために、1歳児相談でお誕生会
を開いています。

12月のお誕生日会に来たよ!
12月14日(金) (1歳児相談)
保健センターにて

● 子どもの健診・健康相談 ●

実施場所 役場1階保健センター

- ◆4ヶ月児健診 1/25 (金) 13:30~
- ◆6ヶ月児相談 1/17 (木) 13:30~
- ◆10ヶ月児健診 1/25 (金) 13:00~
- ◆1歳児相談 1/11 (金) 9:30~ 平成29年12月生まれ
- ◆1歳半児健診 1/28 (月) 13:00~

- ◆2歳児相談 1/18 (金) 9:30~
- ◆乳幼児健康相談 1/16 (水)
保健センター 9:00~11:30

● 大人の健診・健康相談 ●

◇健康相談

- 駅前多目的広場 1月9日(水) 23日(水) 9:00~11:30
- 保健センター 毎週水曜日 9:00~11:30

◇大腸がん健診 1月9日(水)

役場1階保健センター 9:00~11:30

みんな一緒に《あそびひろば》へ
~地域子育て支援センター~ 10:00~11:15
参加無料

*水分補給ができるように、お茶をご用意ください。

《“すくすくひろば”の日程》

- 武者越保育所/1月 8日(火) 新聞紙で遊ぼう!
2月 6日(水) わらべうた
- 田 保 育 所/1月 9日(水) おともだちがいっぱい♪
2月 1日(金) 鬼は外!福は内!
- 向 島 保 育 所/1月お休みです。
2月12日(火) 一緒にあそぼう♪

《“なかよしひろば”の日程》

- 親子サロン室
1月17日(木)おはあちゃんの読み聞かせ
2月14日(木)親子リトミック

◆電話・来訪相談ご利用ください

☎ 63-6066
(月~金曜日 ☎10:00~15:00)
受け付けています

《“ひまわりひろば”の日程》

- ひまわり保育園
1月21日(月)オニのお面をつくろう

◆親子サロンへ遊びに来てね

(月~金曜日 ☎10:00~15:00)
場所…向島保育所2階
お問合せ…向島保育所 (☎63-4153)
子育て支援センター (☎63-6066)

※内容は変更することがあります

1月 おいでよ、子育てサークルへ

※散歩に行きますので、小さいお子様はベ
ビーカーをご用意ください。

- 23日(水) 吉川子育てサークル
10:00~吉川公民館〈ふれあいあそび〉
- 24日(木) ビンボンパン (田子育てサークル)
10:00~田区民センター〈ふれあいあそび〉
- 25日(金) エンゼルちゃん (湯浅子育てサークル)
10:00~向島保育所2階サロン室〈小麦粉粘土〉

※湯浅子育てサークルは、いきいきふれ
あい館が使用できない為場所を変更し
ています。

広報カレンダー

2019.

1

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3 消防出初式 ママさんソフト ボール場 10:00~	4	5
6	7	8 ●消費者相談 駅前 13:00~	9 ビン類収集日	10	11	12
13 成人式 なぎホール 13:00~	14	15 ●消費者相談 駅前 13:00~	16 カン類収集日	17	18	19
20	21	22 ●消費者相談 駅前 13:00~	23 ●行政相談 駅前 13:30~15:00	24	25	26
27	28	29 ●消費者相談 駅前 13:00~	30 カン類収集日	31 後期保険料第7期 納期限 国民健康保険税 第7期納期限	1	2
3	4	5	6	7	駅前 駅前多目的広場 総セ 総合センター 田 田保育所 武 武者越保育所 向 向島保育所	

環境カレンダー

曜日	品目	出し方
月	ダンボール 	まとめてしばって出してください。
火	本牛乳パック 雑紙 	透明または半透明の袋に入れるかしばって出してください。
水	古着 	透明または半透明の袋に入れて出してください。
木	ペットボトル 	透明または半透明の袋に入れて出してください。
金	新聞 	透明または半透明の袋に入れるかしばって出してください。

農地中間管理事業

あなたの農地
貸したい
を募集しています!!

規模縮小や後継者がなく離農しようとする農家の農地を借り受け、規模拡大したい農家や新規就農者等に貸し付ける公的なサービスです。

◆農地を貸したい (出し手農家)
農地相談、申し出は、最寄りのJA等まで。

◆契約期間終了後、農地は確実に返還されます。
◆契約、賃料回収等は公社が行うので楽々。

まずはご相談を **県農業公社**

お問合せ

◆農地を借りたい (受け手農家)
受付はJA、市町農業委員会の窓口で。

公財：県農業公社
(有田農地活用協議会)
JA本所・支所、市町
農業委員会、振興局



町のうごき(平成30年12月3日)(前月比)

人口……………12,096 (-14) 世帯……………5,449 (+2)
男性……………5,681 (-7) 女性……………6,415 (-7)



地球環境保護のために、再生紙と植物油インクを使用しています。